

タイとインドネシアにおける電気自動車（EV）市場の動向

研究員 峰 英輔

世界で急速に進む電気自動車（EV）*化

ガソリン自動車など世界の内燃機関（ICE）車の販売台数は、新型コロナウイルス感染拡大を受けた需要減や供給網混乱の長期化に伴う生産減により2017年の約9,000万台をピークに減少し、2024年は約8,600万台とピークの9割程度で推移している。一方で、EV販売台数は2020年の約290万台から2024年には約1,700万台超と約5倍に急拡大し、EV比率**は同期間に約4%から約20%に上昇。

販売補助金や税優遇を通じてEV化が進むタイ・インドネシア

タイでは自動車ローン審査の厳格化などから自動車販売台数は減少しているが、EV比率は急上昇しており、2022年の約2.4%から2024年には約12.0%と、米国の約9.6%よりも高くなっている。タイはEV普及を支援するため、「EV3.0（2022～24年）」、「EV3.5（2024～27年）」の下で販売補助金の交付や、輸入するバッテリー式電気自動車（BEV）にかかる物品税や輸入関税率の減免措置を設けている。これらの普及支援に加え、EV製造のハブとなるべく前述のBEV販売補助金などの恩恵を受けるメーカーに対して、国内での一定台数以上のBEV製造を義務付けている。2022年に始まったEV3.0では、補助金を受けた企業に対し、2024年までは前年に輸入したBEV台数と同数を、2025年には同1.5倍のBEVをタイ国内で製造するよう義務付けた。2024年から始まったEV3.5ではさらに国内製造の条件が厳しくなり、2026年までに生産を開始する場合は輸入・販売した台数の2倍以上を、2027年に生産を開始する場合は同3倍以上の国内製造を義務付けている。

インドネシアでは政策金利の上昇とともに自動車ローン金利も上昇、タイと同様に自動車販売台数は減少している。一方、EV比率は上昇しており、2022年の約1.0%から2024年には約5.0%となった。BEVの促進策として、2023年には付加価値税の優遇措置を発表、2024年には輸入税・奢侈税の減免措置を発表した。この減免には、新たにインドネシア国内で生産設備を建設しBEV生産を予定、またはICE車生産設備のBEV生産設備への転換を予定している企業に対して、2026年1月までにBEVの商業生産の準備を完了させることを条件としている。インドネシアはリチウムイオンバッテリーの正極材として需要が増加しているニッケルの生産・製錬シェアが世界第一位で、バッテリーをはじめとするEV関連機器の生産拠点としての地位を確立し、投資を呼び込みたい考えがある。

影響力を高める中国メーカー

タイではEVの販売補助金を背景に中国メーカーの進出が拡大、EV販売全体に占める中国メーカーのシェアは2024年には約80%に及ぶ。EV3.0とEV3.5で補助金を受ける場合にはタイ国内での製造が必須であることから、中国メーカーによるBEV工場や、バッテリー関連工場が相次ぎ稼働を開始。

インドネシアでは欧州メーカーや韓国メーカーの販売台数増加により、中国メーカーのEVシェアは2023年には約40%と前年の約80%から大幅に落ち込んだものの、2024年にはBYDの新規参入などがあり同比率は約90%まで上昇した。輸入税などの減免措置を受けるには国内でのBEV製造に関連する諸条件を満たす必要があり、タイ同様中国メーカーによる生産設備の整備が進んでいる。

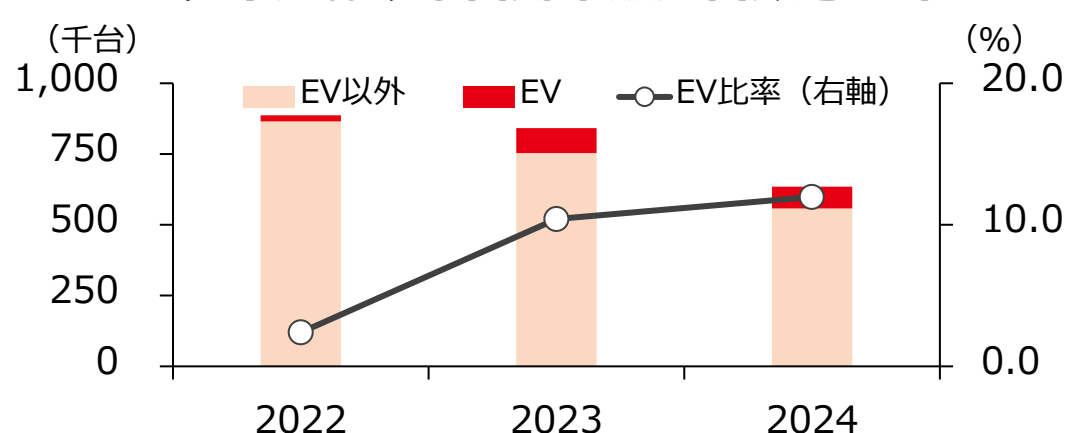
今後の注目点

タイ、インドネシアともに充電インフラの拡充が進んでいないことから、今後、EV販売台数が伸び悩む可能性がある。一方で、中国メーカーを中心に多くのメーカーが両国内での製造台数を増加させているため、両国とも東南アジアでのEV生産ハブになる公算が大きい。他方、既存のICE車関連の製造業は苦境に陥るなど自動車産業の構造の変化に注目。

*国際エネルギー機関（IEA）に従い、EVをバッテリー式電気自動車（BEV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、燃料電池車（FCEV）の総称とする。

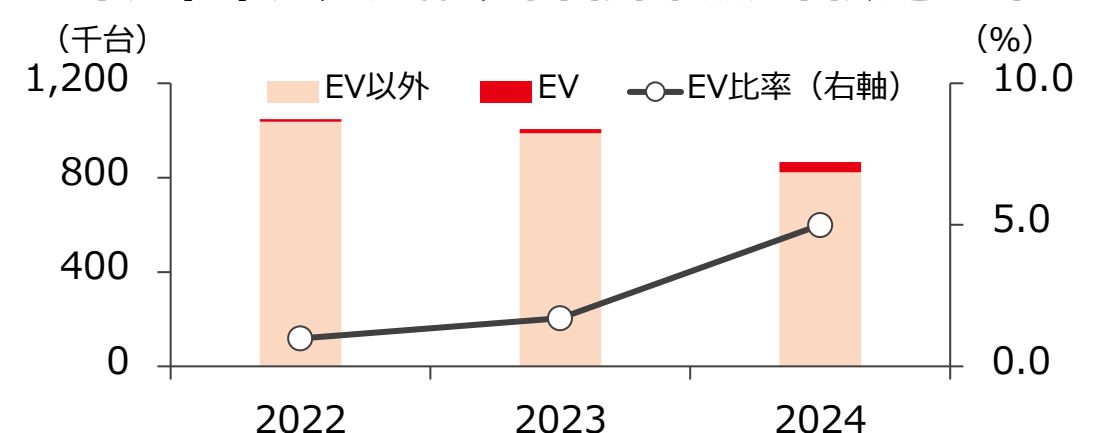
**EV比率＝EV販売台数÷自動車販売台数全体

▽ タイにおける自動車販売台数とEV化



（出所）マークライNZより丸紅経済研究所作成

▽ インドネシアにおける自動車販売台数とEV化



（出所）マークライNZより丸紅経済研究所作成

(執筆者プロフィール)

峰 英輔 (Eisuke Mine)

MINE-E@marubeni.com

研究員

研究分野：保険、EV、物流

2021年に損害保険ジャパン（株）に入社後、2023年から丸紅経済研究所に出向。保険やEV、物流分野を担当。
慶應義塾大学経済学部卒業。

株式会社丸紅経済研究所

〒100-8088 東京都千代田区大手町一丁目4番2号

<https://www.marubeni.com/jp/research/>

(免責事項)

- 本資料は公開情報に基づいて作成されていますが、当社はその正確性、相当性、完全性を保証するものではありません。
- 本資料に従って決断した行為に起因する利害得失はその行為者自身に帰属するもので、当社は何らの責任を負うものではありません。
- 本資料に掲載している内容は予告なしに変更することがあります。